

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：西尾市立一色保育園	種別：保育所	
代表者氏名：鈴木なをみ	定員（利用人数）：160名（150名）	
所在地：愛知県西尾市一色町一色前新田200番地		
TEL：0563-72-1555		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和45年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員：19名	
専門職員	(園長) 1名	(保育士) 30名
	(調理員) 1名	
施設・設備の概要	(居室数) 9室	(設備等) 乳児室(ほふく室)
		保育室・遊戯室・調理室・プール
		屋外遊戯場

③理念・基本方針

★理念

- ・子どもにとってふさわしい生活の場を保障し、一人一人の子どもの最善の利益を守り、生きる力の基礎を培う。
- ・保護者にとって安心して子育てができる環境を提供する。

★基本方針

- ・子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受けめ保育をする。
- ・あたたかい見守りの中で、心地よく安心して過ごせる環境を提供する。
- ・地域、保育園、家庭が支え合って、子育ての輪を広げ、子育て支援に努める。
- ・職員の資質向上および職員間の連携を図り、保育内容の充実に努める。
- ・小学校との連携・交流を深め、滑らかな小学校への移行を図る。

④施設・事業所の特徴的な取組

○地域交流として保育園の南側には、一色学びの館、西尾市子育て交流プラザ、東側には一色地域交流センター（一色公民館）、一色地域文化広場、西尾市役所一色支所があり、公共施設に囲まれた保育園である。近隣の施設と連携を取り、子どもにとって何が大切なのか考えるようにしている。

- ・学びの館では、毎月読み聞かせをしてもらっている。また、感性豊かな子ども達に育つよう、毎週絵本の貸し出しもしており、家庭でも絵本や童話に親しめる機会を作っている。
- ・子育て交流プラザや一色地域交流センターに子どもの作品を展示し、多くの市民に子どもの理解をもらっている。
- ・一色地域文化広場には、特に未満児がいつも散歩に出かけ、園庭と同様、自由に使っている。
- ・大切な子どもの命を守るため、一色地域交流センター（一色公民館）と合同の津波避難訓練を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 7月 3日（契約日）～ 令和元年 5月28日（評価結果確定日） 【平成31年 1月16日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1回（平成25年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の改善意識

着任1年目ではあるが、“子どもの最善の利益”を追求し、様々な改善・改革に乗りだしている。確かな保育の提供のためには、職員にとっての“働きやすい職場づくり”が必須として、時間外労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる。「時間を有効に使う」ことを職員に訴え、毎週開催される職員会議の開始時間が守られるようになり、会議自体も充実してきた。これまで、園の行事のたびに駐車場難に苦しんできたが、周囲の行政・福祉機関との良好な連携関係を構築し、相互に調整を図って駐車場難を解決している。

◆周囲の社会資源との連携

園の周辺は行政・福祉ゾーンであり、市役所一色支所や公民館、地域交流センター、子育て交流プラザ、学びの館等、行政・福祉の施設群が立ち並んでいる。それらの施設と良好な関係を築き、保育の充実を図っている。前述の通り、慢性的な駐車場難も解消の道筋が見えてきた。これらの施設を訪問する人のために、各種のバスの停留所があり、バスの時間調整の場所ともなっている。散歩の途中でバス停に立ち寄った際に、係員の好意で子どもたちがバスの中を見学することができた。地震があったときには、子どもの安否を気遣って、周囲の施設から職員が飛んできてくれた。一方で、隣の公民館（地域交流センター）に雨が吹き込んで、床が浸水するという被害に遭った際には、園から大量の雑巾を持ち込んで復旧を手助けた。

◆適切な記録作成

職員の保育経験の平均は8年弱であり、ほとんどがベテラン職員である。そのため、職員によって記録の内容や書き方に差異が出ることは少なく、主任が指導することは少ない。そのため付箋に励ましや認めになる言葉を書くことが多く、やる気にさせる言葉かけにも配慮している。また市からの資料には記入例が付されており、記入例を見ながら各自で作成している。共有が必要な情報は、朝のミーティングやクラスボードに記入して確認している。

◇改善を求められる点

◆事業内容と合致した事業計画を

「平成30年度 事業計画(中・長期)」に沿って「平成30年度 事業計画(短期)」が策定されている。単年度の事業計画には、5点の努力目標と、重点的な取組みとして、「人材育成」、「子育て支援」、「遊具の取替・施設の整備」を掲げている。しかし、園が最も力を入れて取り組んでいると言っても過言ではない「地域との交流・連携」への言及がない。事業計画が、園の事業の方向性を示す目的を持つとの観点からも、主要な取組みである「地域との交流・連携」を事業計画に盛り込むことを望みたい。

◆苦情解決の仕組みの再構築

苦情解決の仕組みは整備されているが、第三者委員が明示されていない。リーフレットや「重要事項説明書」にも記載されていない。「育児相談月報」で相談内容が記録されているが、継続ケースであっても月ごとの相談記録で終わっている。意見等の記入カード設置場所を分かりやすい場所に変更し、意見や要望に基づき保育の質の向上に役立てている。苦情・意見等は、意見を申し出た保護者に配慮した上で公表されたい。「苦情なし」を善しとせず、職員参画の下で再度仕組みづくりを検討・構築されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審する機会を頂き、園長としても園組織としてもとても良い気づきを頂くことができたと思う。今まで自分なりに園運営をより良くしようと努力してきた。しかし、色々な理由を付けなかなか結果があらわれなかった福祉サービスの質の向上や、保育内容について丁寧な評価を頂き、目から鱗の部分が数多くあった。また、園の弱い部分も見つけることができた。地域や保護者には今以上に丁寧な対応をし、PDCAサイクルをきちんと回し記録で残し、次年度に引き継ぐ大切さを痛感した。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「市の目指す子ども像」や「保育理念」に沿って園としての保育の方向性を打ち出し、「保護者が安心して預けられる園」を作ろうとしている。職員には職員会議等で、保護者には入園説明会や入園式、進級説明会で具体例を挙げて丁寧に説明している。途中入園の保護者に対しても、入園式同様に十分な時間を割いて丁寧な説明をしている。保護者アンケートでは、高い周知度、理解度が示された。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
園運営に必要な情報は、毎月開催される市の公立園長会や、私立の保育園長が加わる2ヶ月ごとの「全体施設長会」で取得している。市のホームページや専用サイトからも情報を得ている。また、同じ保育メニューを持つ保育園の園長が、自主的に集まって「未満児園長会」や「長時間保育園長会」、「保健園長会」等を実施し、課題の解決や自己研鑽に余念がない。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
現在の経営課題は、非正規のパート職員が増えてきたことによって、「情報伝達」や「業務分担」、「職員の育成」、「時間の有効利用」等が挙げられている。それぞれについての改善策が講じられているが、計画性に乏しく、責任者(誰が?)、期限(いつまでに?)、実施方法(何を?)等を明確にして、組織的に取り組んだことはない。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
「平成30年度 事業計画(中・長期)」が策定され、平成32年度までの3年間の保育の方向性を示している。5点の努力目標を掲げ、「人材育成」、「子育て支援」、「遊具の取替・施設の整備」を主要な取り組みとして位置付けているが、数値目標の設定がなく具体性に欠ける。単年度の事業計画の策定に枠組みを示すためにも、可能なものについては数値目標を設定することが望ましい。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
「平成30年度 事業計画(中・長期)」に数値目標の設定がないため、単年度の事業計画(「平成30年度 事業計画(短期)」)の中で取り上げた「努力目標」は、そのほとんどが中・長期計画と同じ文言の羅列となっている。中・長期計画は3年後の到達点を、単年度の事業計画は年度内の到達点を明確にすることが求められる。重点的に取り組んで成果の出ている「地域交流」を、事業計画に盛り込むことが望ましい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
職員の2/3(約20名)は非正規のパート職員である。パート職員については、会議への出席や研修会の参加の頻度が少ない分、事業計画への関わりが希薄にならざるを得ず、理解が十分とは言えない現状である。今年度、パート職員についても可能な限り職員会議への出席を求め、正規職員とのギャップの是正を目指している。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
理念や基本方針の周知と同様、事業計画に関しても保護者は高い周知度、理解度を示している。この要因も、園長による入園説明会等での具体例を挙げての説明によるところが大きい。「愚図らないで通園する」、「先生が好き、園が好き」、「楽しい玩具で遊ぶ」、「病気以外では休まない」等々の話を、園長が熱く語っている。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
「成果評価シート」や「能力・取組姿勢評価シート」を活用して、職員個々の力量を高め、保育の質の向上を目指そうとの取り組みがある。しかし、その取り組みの結果として、子ども(保護者)の満足度が上がったか、下がったかの検証が行われていない。継続して追い求める“指標”を定め、客観的な数字として“保育の質の向上”を把握されたい。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
一種の自己評価とも言える「能力・取組姿勢評価シート」から、その傾向を分析して園としての課題を抽出している。課題として浮き彫りになった最も大きなものは、「職員の意識のバラつき」であり、その改善のために職員が一丸となって取り組もうとする意思は感じられる。ただ、その改善手法が理解されていない。No. 3項目の「経営課題の改善」と同様、責任者(誰が?)、期限(いつまでに?)、実施方法(何をやる?)等を明確にして取り組むことを望みたい。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
市の作成した「保育園職員としてのあり方」に、園長としての心構えや職務分掌が記載されており、それに沿って忠実に職務を執行している。着任1年目であるが改善意識が高く、毎週の職員会議の開始時間のルーズさを指摘し、3週目の会議では、職員に対して“時間の大切さ”の自覚を促した。		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
市の制度として、園長経験が3年以下の園長に対して「新人園長巡回」が実施されている。一線を退いた経験豊かな元園長が定期的に新人園長の園を訪問し、園長を教育している。その中でも、コンプライアンスに関する事項には十分な時間が割かれている。そこで得た知識を園内研修を使って職員の共通理解につなげようとの思いはあるが、研修参加が叶わない職員もいて、職員のレベル合わせが課題として残る。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
子どもが愚図らずに、「保育園に来ることが楽しい」と感じさせる保育園づくりを目指し、保護者に対しても働き掛けをしている。保護者に明日や明後日の予定・見通しを伝え、家庭でも保護者が子どもに対して“保育園に対する期待”を抱かせることができるようにしている。“病欠”以外で子どもが休園するのを減らす取り組みを始めている。		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「時間を有効に使う」ことを職員に訴え、職員会議の開始時間が守られるようになり、会議の内容が充実してきた。園は市の福祉ゾーンの中にあり、周囲には、市役所一色支所や公民館、地域交流センター、子育て交流プラザ、学びの館等が立ち並んでいる。それらの施設と調整を図ることで、駐車場難にうまく対処している。地震があった際には周囲の施設から職員が駆けつけて、子どもの安否を気遣ってくれる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「平成30年度 事業計画(中・長期)」と「平成30年度 事業計画(短期)」の中に「人材育成」の項目を立て、具体的な数値目標を設定して取り組んでいる。今回の第三者評価の受審を職員育成の機会として捉え、職員の一体感の醸成や保育の振り返りの機会として活用している。職員からは、「保育の一つひとつについて、真の目的を知る機会となった」との言葉も聞かれた。		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
市の主導で、「成果評価シート」と「能力・取組姿勢評価シート」を使用して職員育成を目指す、人事管理の仕組みがある。しかし、両シートが園長の手元に残っていないことや、それぞれのシートの連結がないことから、職員育成面での活用が十分に図られているとは言い難い。また、職員の2/3を占めるパート職員に対しての未適用も改善の余地を残す。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
今年度、家庭的な都合によって1名の職員の離職はあったが、それ以外は安定的な職員雇用が継続している。“働きやすい職場づくり”が着々と進んでおり、「時間を有効に使う」ことの効果も表れ、時間外労働時間の短縮につながっている。年次有給休暇の消化も進んでおり、職位や職種による偏りもない。対象となる職員全員が6日間の夏季休暇を消化しており、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務時間の調整もある。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
「成果評価シート」と「能力・取組姿勢評価シート」を使った人材育成の仕組みがあるが、成果を挙げるに至っていない。シートの有効活用、個人目標の妥当性の確認、パート職員への制度適用、パート職員への研修機会の提供等々、人材育成に向けての課題は明確になっているだけに、優先順位を付けて組織的・計画的な改善への取り組みを期待したい。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員への教育・研修の方針は、「平成30年度 事業計画(中・長期)」と「平成30年度 事業計画(短期)」の中に示している。研修計画は、「出張研修一覧」や「保育者研修参加者名簿」に職員個々の氏名を記入して作成している。履修簿として「研修受講記録一覧」が作成されており、職員の研修履歴を管理している。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
偏りもなく、全ての正規職員が均一に研修に参加している。研修履修後には、受講した職員によって「出張復命書」が作成され、市の主催した研修に関しては市の子ども課にまで報告される。課題は、「出張復命書」の所感欄に受講職員が感想や気づきを記入した後、園長の意見をもって研修が完結していることである。職員が所感欄に記述した“意欲や決意”が、保育現場で活かされたか否かの、研修効果の検証の仕組みを構築されたい。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「実習生受入マニュアル」があり、それに沿って今年度は保育実習生1名と看護実習生2名を受け入れている。実習終了時に実習生を含めた反省会を行い、「実習生反省会記録」を残している。反省会の中で課題があれば、次回の受け入れ計画に反映させる仕組みがある。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
市のホームページに園の基本的な情報が掲載されている。しかし、園独自のホームページがないため、園の詳細な情報を公開することは不可能である。「社会福祉法」、「保育所保育指針」等では、苦情情報の公表の仕組みを構築することを求めているが、「児童福祉施設における苦情等解決に関する要綱」は、苦情情報の公表について言及していない。「要綱」は平成23年以来見直し・改訂が進んでおらず、早急な見直しが求められる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
事務、経理、取引に関しては、「会計事務の概要」等、市の作成したマニュアルに沿って適切に処理されている。園長、主査(主任保育士)の他にパートの事務担当職員が配置されている。三者それぞれに役割分担が決められており、相互の牽制効果もある。公立保育園であることから、外部の専門家による外部監査の実施予定はない。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
園の周辺には、市役所一色支所や公民館、地域交流センター、子育て交流プラザ、学びの館等、行政・福祉の施設群が立ち並んでいる。それらの社会資源を有効に利用することで、子どもたちの社会性が育まれることとなる。ここには各種のバス路線の時間調整のための停留所があり、係員の好意で子どもたちがバス内を見学させてもらうこともある。地域との交流・連携の方針や取り組みを、事業計画に盛り込まれたい。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備され、それに沿って積極的な受け入れをしている。赤十字の職員が定期的に読み聞かせに訪れ、恒例となっている民生委員児童委員の餅つき応援、誕生会には地域の有志による手品等のプレゼント、ダンス教室の先生によるダンスの披露等、枚挙にいとまがない。PDCAサイクルに沿って、1年間のボランティア受け入れの評価を「事業報告書」の中に示されたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
マニュアル集の中に、「関係機関との連携」の図表があり、行政、教育、医療機関等の関係先が部門ごとに記載されている。周辺施設との調整・連携の結果、課題であった駐車場難も解決の糸口が見えてきた。地震があれば、子どもを心配した周辺施設の職員が飛んでくる。大雨の吹き込みで公民館(地域交流センター)の床が浸水被害に遭った際には、園から大量の雑巾を持ち出して応援した。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
「園庭開放」を行って地域の未就園児親子への支援を打ち出しているが、周辺は福祉ゾーンであり、事業内容が競合する施設もある。“競合”から、“共生・連携(コラボレーション)”への方針転換も考慮されたい。運動会には、園児以外に小学生や未就園児が参加できるプログラムを用意している。園にはAEDが設置してあるが、地域に対して特段の広報はしていない。人命にも関わることであり、地域に対する積極的な広報を望みたい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
民生委員・児童委員との連携ができており、その情報によって地域の福祉ニーズを読み取り、早朝保育、延長保育、土曜保育、障害児保育等を行い、産前・産後の期間限定保育も実施している。特に、産前・産後の期間限定保育のニーズが高く、利用者数も増加傾向にある。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重する保育の基本姿勢は、リーフレットや「入園のしおり」に記載されている。職員の共通理解は、毎日朝礼時に読み上げて一日の保育がスタートする。子どもが互いを尊重する心を育てるための取り組みとして、年1回保護司から話を聞く機会がある。昨年度は「チクチク言葉」を学んだ。友達から嫌なことを言われるとどんな気持ちになるか、嫌なら使わないように、という話である。今年度は保護者対象の開催を予定している。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
プライバシー保護・虐待防止の規定やマニュアルは整備されている。職員周知は職員会議で行われている。子どものプライバシーを守るため、身体測定やプール時の着替え等には、外部から見えないように工夫している。その取り組みの姿勢が、他の場面（おむつ替えやおもらしをした時の着替え、連絡帳配布を間違えない等）にも適用されるよう望みたい。不適切な事案の対応方法は明示されているが、職員の共有と周知を図りたい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ㉓ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報提供として、市役所に園のリーフレットを常備している。見学者にも同様の資料で主に園長が説明している。資料入手は市役所のみであるので、より多くの人が入手できる方法も検討されたい。資料の見直しは年1回3月に行い、子どもたちの顔写真の差し替え、行事計画の見直し等である。園の沿革・園長の顔写真もあり親近感を持つが、園長名は記載されていない。苦情解決の第三者委員名も未記載である。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
入園説明時に、「重要事項説明書」で詳細に説明されている。保護者からの同意書も取っている。特に配慮が必要な保護者説明では、ポルトガル語対応の3名には、ポルトガル語が出来る職員で対応が出来る。またベトナム語の2名は、必要に応じて市役所で翻訳してもらおうが、ルール化まではされていない。保護者に対しては理解しやすい配慮や工夫は行っており、今後文書化し説明のルール化を期待したい。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉕ ・ c
評価機関のコメント			
保育所変更に当たり、引継ぎ文書があり、市内は共通の書類であるため一式を渡している。共通紙のため後の連携がし易いとの現場の声がある。しかし市外転園は引継ぎ文書がなく、転園先から問い合わせがあれば必要に応じて口頭で答えている。子どもが次の園でスムーズに保育が継続されるためにも、引継ぎ文書を作成されたい。また、保育終了後に相談できる担当者や窓口の設置等を、文書によって案内することを望みたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉖ ・ c
評価機関のコメント			
運動会や発表会等の行事ごとに保護者アンケートを実施し、結果を家庭通信で回答している。アンケート結果の分析・検討を職員会議等で行い、具体的な改善も行われているが記録は残していない。また、保育参加後の座談会や個人懇談会についても、内容把握や記録は担任任せになっており、職員間で共有を図るための仕組みがない。経験の浅い職員のためにも記録を残し、情報を共有することを期待したい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決の仕組みは整備されているが、第三者委員が明示されていない。リーフレットや「重要事項説明書」にも記載されていない。ここ数年間は苦情はない。「育児相談月報」で相談内容が記録されているが、継続ケースであっても月ごとの相談記録で終わっている。意見等の記入カード設置場所を分かりやすい場所に変更し、意見や要望に基づき保育の質の向上に役立っている。苦情・意見等は、意見を申し出た保護者に配慮した上で公表されたい。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者が相談し易い環境として、意見箱やアンケート、毎日の登降園時のコミュニケーション、個人懇談と整備はされている。周知方法としても入園式で「重要事項説明書」で知らせている。相談スペースとして和室が用意され、他者の目を気にせずじっくりと相談出来るよう配慮されている。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保護者から意見や要望を受けた際の記録・報告の手順のマニュアルがあり、「育児相談月報」に記載される。保護者意見から改善した事例として、「門扉の開閉時間を明確にした」ことがある。意見に対して保育所の方針を伝えて理解を得た事例として、「フード付きの洋服の危険性」を指摘して理解を得た例がある。しかし、それらの事例について、記録が残されていない。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
リスクマネジメントの体制を構築し、園長が責任者である。しかし、委員会の設置について、職員周知に欠ける。事故防止対策の見直しは年1回であるが、記録は残されていない。ハザードマップや散歩マップは作成されていない。毎月の交通安全指導を指導計画の下に行い、保護者による交通安全教室も年2回行われている。ヒヤリハットの事例収集から再発防止を検討することで、職員研修にも役立たい。遊具点検は、職員と業者によって適切に実施されている。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
感染症予防・発生時対応のマニュアルは整備されている。マニュアルの見直しはされているが、日付が未記入である。マニュアルと嘔吐処理具一式をビニール袋に入れ、各クラスに配備しているが実習は行われていない。実際に使用する必要がある時に、経験の浅い職員がスムーズな対応が出来るかは不安が残る。見直しと同時に、再確認も含めて実習を実施されたい。感染症発生時の保護者周知は適切にされている。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「保育所保育指針」の一部改定で、「災害への備え」が追加された。災害時の対応体制、防災・消防計画は作成済である。職員の安否確認は電話で行うが、子ども・保護者の安否確認の方法は明確ではない。保育を継続する対策も一部未整備である。なお、「初動時対応・出勤基準名簿」が昨年度の園長名のままであった。公民館との合同防災(津波)訓練では、年2回の引き渡し訓練が行われた。備蓄リストの備蓄品について、点検記録を残されたい。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法は、マニュアルとして文書化されている。事務室に置かれており、いつでも誰でも確認したい時に手にすることが出来、一声かけて閲覧するルールとなっている。特に保育実践に必要な部分は、保育ルームにも保管されている。しかし職員周知、実施確認までには至っていない。ベテラン職員と経験の浅い職員との経験差を解消するためにも、保育実践に役立つ手引書となるよう周知方法を検討されたい。			

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
マニュアル類の見直しは、年1回年度末に行っている。しかし、見直しの記録や、見直しの結果、改定を必要とする内容、また指導計画に反映された記録等は残されていない。保護者からの意見・提案は父母の会で収集しているが、提案を園運営に反映するまでには至っていない。見直しには、PDCAサイクルを活用して落ちのない見直しに心掛け、記録を残されたい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
アセスメント用紙は市で統一され、入園決定後保護者が記入して入園式に提出している。担任が記入漏れ等を確認し、適切な資料に完成させている。未満児や障害のある子ども、支援の必要な子どもについては個別指導計画が作成され、クラス指導計画との関連に配慮した指導計画が作成されている。支援困難ケースは13人程いるが、指導計画作成時には、職員(保育士)だけでなく必要に応じて他の職種も交えて協議することを望みたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
月指導・週指導計画の見直しは月1回・週1回行って、次の計画に活かしている。見直しをして変更した指導計画を関係職員に周知する方法は「会議記録」であり、「会議記録」を回覧して、職員がサインすることで見たことを確認している。指導計画の変更内容や、保育の質の向上に関わる課題を明確にした内容は、記録として残し情報の共有をされたい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
職員の保育経験の平均は8年弱であり、ほとんどがベテラン職員である。そのため、職員によって記録の内容や書き方に差異が出ることは少なく、主任が指導することは少ない。そのため付箋に励ましや認めになる言葉を書くことが多く、やる気にさせる言葉かけにも配慮している。また市からの資料には記入例が付されており、記入例を見ながら各自で作成している。共有が必要な情報は、朝のミーティングやクラスボードに記入して確認している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
子どもの記録の管理体制は規程に準じ、適切に管理されている。「個人情報保護規程」も整備され、「情報開示規程」も整備されている。情報開示の利用者はまだ誰もいない。カメラ等が保管されているが、持ち出すときは一声かけて、持ち出しノートに記録するようルール化されている。記録管理については、職員会議でその都度言葉添えをして補っている。保護者には「重要事項説明書」による説明で周知している。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-1(1) 保育課程の編成			
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
今回の「保育所保育指針」の改訂により、「保育課程」から「全体的な計画」に変わったが、保育は適切に実践されている。計画はきめ細かく、園の特徴、変更箇所も計画に織り込んでいる。しかし今回の「全体的な計画」は、園長・主査で編成しており、職員の参画が図られなかった。次回の策定時には、より多くの職員の参画を得て編成して頂きたい。また、見直しされたこと、変更されたこと等を是非記録に残されたい。			
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
食事の場所と午睡場所が同じなので、午睡時は机を片づけてスペースを確保している。トイレは和式から洋式にリフォームされた。築年数が古くて匂いがする等の構造上の問題はありますが、清潔に心掛け、小まめに掃除をしたり芳香剤を利用するなどの努力をしている。また、一人ひとりの子どもが、くつろいだり落ち着いたりできる居場所づくりに、三角錐遊具でスペースを確保する等の工夫をしている。			
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
自分の気持ちを言える子どももいるが、自分を表現できない子どももいるので、個別に声掛けをしている。心に余裕がない時は、つい急がせたり、制止の言葉を使ってしまうと、職員は自己評価をしている。改善に向けて、出来るだけ意識して肯定的な言葉を使うようにしたい、子どもたちの話を最後まで聞こうしたい、と取り組みを始めている。保育理念にもある“一人ひとりの子どもの最善を守り・・・”とリンクさせながら子どもへの理解を深めて頂きたい。			
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園舎の構造上の問題は致し方ないが、年齢的に、手洗いの水道の蛇口まで手が届かないので、届かない子どもには踏み台を用意して調節している。袖口が濡れてしまう子どもには袖口を上げたりと、一人ひとり発達に合った援助をしている。文字が読める年齢では文字に絵カードを添えて、子どもが理解できる工夫をしている。やる気を尊重し、うまく出来たときは誉めたり励ましたりしてやる気に繋げている。			
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
3・4・5歳の異年齢で関わる“なかよしチーム”が構成され、散歩や運動会、縁日ごっこ等ではチームで活動している。地域の人との触れ合いは、12月の民生委員との餅つき、中学生や高校生との触れ合い体験と幅広く関わる機会がある。社会体験では、消防署見学や、学びの館での毎月の読み聞かせがある。行事時は、様々な表現活動が自由に体験できるコーナーがあるが、日常生活では発達に合った自由に遊べる環境整備は十分ではない。			
養護と教育			
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
0・1歳児が混合で保育されている。年齢差が発達や個人差にも影響するため、個別・年齢別の指導計画を立てて保育をしている。0歳児クラスには手洗い場がなく、背の低い子どもは踏み台で対応している。0歳児が遊びや生活の場面で安心して過ごせるよう、職員と愛着関係が持てる工夫をしている。連絡帳や登降園時のコミュニケーションで保護者との連携を図り、育児相談等は相談月報に記録している。フィードバックした情報の記録の方法を検討されたい。			
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
自我が芽生え始める頃のトラブルや噛みつきに対して、保護者対応は担任である。「加害者の名前は伝えない」とのルールはあるが、子どもから伝わることはある。複数担任制のため、午睡時に話し合ったり、記録を確認したりして情報を共有している。連絡帳記入や送迎時のコミュニケーションを通して、家庭とも協力関係を構築している。口唇時期、玩具の消毒は日光・薬品であるが、床や机は毎日薬品消毒で対応している。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
子どもたちが取り組んできた共同的な活動を、保護者や地域、就学先の小学校に伝えることが、「園便り」や園長の案内文の発信に留まっている。縁日ごっこ、運動会、発表会などの行事を、共通の目的で実現させるために子どもたちが取り組んで来たことを、就学先や地域の方に案内文と共に「幼児期の終わりまでに育て欲しい姿」とリンクさせて届ける工夫を検討されたい。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子どもや、支援を必要としている子どもは13人いる。個別指導計画とクラス指導計画との関連に配慮しつつ、加配保育士による統合保育が行われている。障害に応じて、音楽好きな子どもは音楽が聞ける配慮や、落ち着くためにパーティションで仕切るなどの工夫をしている。園内で障害児研修を実施したり、ケース検討を定期的に行って保護者との共通認識や情報の共有を図っている。他の保護者にも、障害児保育への理解のための情報提供をされたい。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
保育の連続性に配慮した長時間保育の計画がある。4期からなる指導計画と、毎日の活動の反省が記入されている。おやつは主に市販のお菓子である。乳児への配慮として、寒くなってきたらカーペットを敷いている。保護者との連携は、「長時間連絡帳」を利用して伝えている。保護者アンケートでは、「長時間保育の利用者(保護者)は、話す機会が少ない」と、不満の声もある。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
クリスマス会に、小学校の校長がサンタ役で登場し、その際に子どもたちを観察し、入学時のチェックを兼ねている。3月に「保育所保育要録」を作成し、小学校の教師と意見交換をするが、合同研修までの伸展はない。「保育所保育指針」の一部改定で、小学校へ円滑に移行するために、「幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿」が打ち出されているが、小学校と共有する話し合いまでは至っていない。子どもが学校に見通しを持つプール遊び、一日体験入学等がある。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの健康管理に関するマニュアルと、子どもの保健に関する計画が整備されている。内科・歯科の健診、視力・尿検査も行われている。子どもの体調悪化や怪我については、担任から直接伝えられ、長時間保育利用者にも担任から直接伝えている。しかし、口頭であり時系列での経過報告はされていない。SIDS(乳幼児突然死症候群)のチェック表は、適切に記録されている。保護者への情報提供はポスター掲示のみで終わっており、再考を要す。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
健診結果を家庭での生活に活かせるよう、保護者に伝えている。「健康診断記録」は担任がもれなく記録している。歯の記録も担任が記載するため、歯科医から記入法を習っている。最初は戸惑ったが、現在はスムーズに記録が出来るようになっている。年長児はフッ化物洗口を行っており、歯の大切さを日々の保育に反映させている。視力検査をしているが、家庭や日常保育に反映させていることは確認できない。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー対応児は12名程いるが、医師の指示の下、食事提供は診断書に基づいて適切に行われている。他児と食器の色を替え、目で分かる配慮をしたり、食べた時間の記録を残す方法に取り組んでいる。しかし、職員の知識や情報、技術の習得には未熟な部分が残っており、「アレルギー対応ガイドライン」を全職員が周知しているとは言いがたい。園内研修の充実に取り組むことを期待したい。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育の「全体的な計画」から食育の計画、指導計画、年間の予定表も作成されている。調理員が、子どもの食べている所や食べ具合を見回り、喫食状況の把握をしている。可能であれば、一緒に食べる機会も欲しい。乳幼児期の「食」の大切さを伝えるために、保護者対象の試食会を計画している。保護者から「食」に関する相談はあるが、フィードバックした記録はない。しかし、簡潔に相談月報に記載し、市には報告されている。</p>			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>「衛生管理マニュアル」、「食中毒発生時対応」が整備されており、検食は主任が行っている。食事はセンター方式で、献立は給食センターの栄養士が立てる。行事食はあるが、地域の食文化は献立には反映されていない。季節や地域の食材を意識して取り入れ、季節感のある献立になるよう配慮されている。発育状況を考慮した離乳食、体調不良や下痢、口内炎等で通常の食事が困難な場合、個別での対応方法を検討されたい。</p>			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保護者が子どもの成長を感じられるように、保育参観・保育参加・個別懇談会等の情報交換の機会を計画している。3歳未満児には連絡帳・送迎時のコミュニケーションなどから保護者と連携を図っている。3歳以上児は毎日ボードを使って連絡したり、早朝・長時間保育児にも同様に連絡帳や送迎時のコミュニケーションを活用して漏れの無い配慮をしている。保護者アンケートでは、長時間保育の送迎時に、「話す機会が少ない」との声が出ている。</p>			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>登降園時を利用して保護者とのコミュニケーションを図り、相談できる環境づくりをしている。保護者からの子育て相談は、「育児相談月報」で市に報告し統計を取っている。記述は簡潔で、助言した具体的な内容は記録されていない。保護者アンケートでは、長時間保育の利用者から、「担当がいらないため相談がしにくい」との声もある。職員会議や朝礼で、職員に相談内容の共有を図っているが、フィードバックした内容は記録に残されていない。</p>			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>「虐待対応マニュアル」は整備されている。しかし、マニュアルに基づく職員研修が実施されておらず、職員に権利侵害の防止に関する理解を促す取り組みが希薄である。予防的には、保護者支援として保護者の話を傾聴したり、子どもの内・外面に変化が見られたらすぐ園長に報告するなど、兆候を見逃さないように注意している。それらの気になる点は、毎月「相談月報」で市に報告している。</p>			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育実践の振り返りは毎月、毎週に行い、全体的には年度末に行っており、次年度の保育に活かしている。またチェックリストを活用して自己評価を年1回行っているが、個の課題から全体の課題に展開する取り組みには至っていない。職員個々の課題を集計分析し、園全体に関わる課題として抽出したものについては、事業計画の「努力目標」に取り上げて取り組むことを期待したい。</p>			